

1 現在の各種計画等の計画期間

| | | H29 2017 | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | R13 2031 |
|-----|------------------|-------------|---------------|------------|------------|--------------|------------|------------|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 国 | まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 第1期（H27～R1） | | | 第2期（R2～R6） | | | | | | | | | | | |
| | デジタル田園都市国家構想総合戦略 | | | | | | | （R5～R9） | | | | | | | | |
| 朝来市 | 総合計画 | | 第2次（後期H30～R3） | | | 第3次（前期R4～R7） | | | 第3次（後期R8～R11） | | | 第4次 | | | | |
| | 創生総合戦略 | 第1期（H27～R1） | | | 第2期（R2～R6） | | | | | | | | | | | |

2 一部改訂の考え方

スピード変化に対応した計画づくりやまちづくりへの転換に向けて

- ①朝来市総合計画と朝来市創生総合戦略とを合わせた計画にするため、第3次朝来市総合計画後期基本計画の改訂とあわせ第2期朝来市創生総合戦略の計画期間を変更する。
- ②計画期間の延長に合わせ、必要最小限の変更を行う。

| | | H29 2017 | H30 2018 | R1 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | R13 2031 |
|-----|--------|-------------|---------------|------------|------------|--------------|------------|------------|---------------|------------|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 朝来市 | 総合計画 | | 第2次（後期H30～R3） | | | 第3次（前期R4～R7） | | | 第3次（後期R8～R11） | | | 第4次 | | | | |
| | 創生総合戦略 | 第1期（H27～R1） | | | 第2期（R2～R7） | | | ※R7まで1年間延長 | | | ※後期基本計画から総合計画と総合戦略を統合 | | | | | |

【参考】デジタル田園都市国家構想総合戦略策定に伴う近隣自治体の対応状況（予定）

- 豊岡市 例年通りの軽微な変更のみ行う（国総合戦略策定に伴う変更はしない）。
- 養父市 総合計画と総合戦略は令和3年度に統合済み。後期基本計画（令和8～12年度見直し時まで変更予定はない）。
- 丹波市 令和7年度を始期とする総合計画の改訂と併せて総合戦略の改訂を行う。統合するかは今後調整。
- 赤穂市 国総合戦略改訂に伴う市総合戦略の改訂はしない。

第2期朝来市創生総合戦略一部改訂の考え方（概要）②

3 第2期朝来市創生総合戦略一部改訂の内容（概要）

①計画期間の変更

第2期朝来市創生総合戦略の計画期間を変更する。

- ・第2期朝来市創生総合戦略（現行）令和2年度～令和6年度 →（改正）令和2年度～令和7年度

②第1章～第3章に必要に応じた変更（※議決対象は第1章～第2章）

第2期朝来市創生総合戦略は第3次朝来市総合計画と一体的なものである。（総合計画では、総合戦略を重点戦略として位置づけ、戦略的かつ一体的に推進するとしている。）したがって、第3次朝来市総合計画の推進のための第2期朝来市創生総合戦略であり、計画期間変更を機に、必要に応じて最小限の変更を行う。

- ・第3次朝来市総合計画及びデジタル田園都市国家構想を踏まえた内容に変更する。（第1章～第3章）
（デジタル活用の考え方について明記し、柔軟な対応ができるよう、デジタルの力を活用した社会課題の解決を目指す具体的な事業内容については記載しない予定。）
- ・計画期間変更に伴い指標の目標値を必要に応じて変更する。（第3章）

4 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」に基づく今回の一部改訂の考え方の整理（概要）

| 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（手引き改訂内容の抜粋） | 第2期朝来市創生総合戦略の一部改訂の考え方 |
|---|--|
| ①施策間連携・地域間連携の重要性についての記載が追加された。 | 第2期朝来市創生総合戦略では、P3「2 政策5原則」に「政策間連携及び地域間連携を強化して、施策を展開します。」と記載しているとともに、P12「2 推進体制」に「但馬地域や中播磨地域及び、近隣自治体である丹波市、京都府福知山市などを含むエリアを生活圏域として位置づけ、朝来市を生活拠点とした定住促進施策や広域連携を積極的に推進します」と記載しているため大きな変更は不要。国は、優良事例の横展開も推奨している。 |
| ②デジタル関連の外部有識者の参画に係る例示が追加された。 | デジタルアドバイザー山下氏に朝来市創生会議委員を依頼。 |
| ③デジタル担当部局との連携の重要性についての記載が追加された。 | 朝来市創生本部会議（職員PT会議含む）及び朝来市創生会議を、朝来市DX推進本部（デジタル戦略課が事務局）と一体的に進める。 |
| ④地方版総合戦略の名称が例示（地域の実情に応じて設定する）された。 | 総合戦略の名称よりも、デジタル田園都市国家構想交付金を活用するとき、交付金で推進する事業が総合戦略のどこに位置付けられているのかを明確にしておくことが重要であり、名称については特に変更する必要はない。 |
| ⑤これまでの地方創生の取組との関係に関する説明（これまで取組を今後はデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要である）が追加された。 | 国総合戦略においても、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、デジタルを活用しながら実現していく考え方が「デジタル田園都市国家構想」であるため、第2期朝来市創生総合戦略の一部改訂においても、現在の総合戦略をベースに、デジタル活用について追記する。 |
| ⑥地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）に関する記載が追加された。 | 総合計画においてP20「第2期総合戦略の推進」で「第2期総合戦略を第3次総合計画において横断的に取り組む重点戦略として位置づけることで、戦略的かつ一体的に推進」と明記していることもあり、地域ビジョンを総合計画の将来像として位置付けることは可能（その旨を第1章に追記するか今後検討）。 |